

# せきおう

石央

公益社団法人 浜田法人会会報



美郷町 斎藤茂吉 鴨山記念館 (邑智郡美郷町湯抱265-1)



浜田市 島村抱月文学碑公園 (浜田市金城町久佐イ108)



江津市 柿本人麻呂歌碑 (江津市都野津町1750)



## Vol.102 2020/9

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

## 目次

目次	2
ごあいさつ 公益社団法人浜田法人会 会長 吉田 稔	3
ごあいさつ 浜田税務署 署長 松坂 宜樹	4
第9回通常総会開催	5
青年部会だより	6
女性部会だより	7
支部会だより、経営力強化セミナー開催	8
お知らせ（厚生委員会、島根県）	9
お知らせ（浜田税務署、国税庁）	10～11
緊急経済対策における税制上の措置	12～13
新会員紹介、活動日誌	14
保険会社からのお知らせ	15
（裏表紙）特別講演会のお知らせ	16

## 新会員募集中！

### ●経営に差がつかます！

企業経営に求められる知識や情報を各種研修会、情報誌、セミナーなどを通じて得られます。

### ●税の知識が身につきます！

企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら開催する研修会・説明会で学べます。

### ●人脈がひろがります！

研修会などの各事業に参加することで、様々な業種の経営者と知り合えます。

法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として、約80万社の企業が加入しています。

公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

## 税を味方に、強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会

## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

公益社団法人 浜田法人会 事務局  
697-0027 浜田市殿町124-2 浜田商工会議所内3階  
TEL 0855-23-8060 FAX 0855-23-8061

検索： 浜田法人会

検索



## ごあいさつ

公益社団法人 浜田法人会

会長 吉 田 稔

会員の皆様におかれましては、平素より、当会の事業活動に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本で初めての新型コロナウイルス感染症が1月16日に発表されて以来、3ヶ月もたたぬ間に「緊急事態宣言」が47都道府県に発令され、皆々様の努力の結果一旦は収束したかに見えましたが、7月の下旬には全国で感染が広まっております。そのような状況下の中、GOTOトラベルキャンペーンが始まりました。

コロナウイルス感染症の影響で、観光・飲食業を始め多くの業種が売上げ減少で甚大な影響が出ており、会員数の減少を危惧しております。

又、7月集中豪雨で九州では大変な被害が出ており、江の川流域でも被害を受け被災された方々には、一日も早い復興を願うばかりです。

各種イベント、会議、会合が中止になる中、6月9日に第9回法人会通常総会をニューキャッスルホテルで3密（密閉、密集、密接）を避ける様、会場設営して開催しました。会員の皆様ご協力ありがとうございました。

本年度開催予定であった「第37回法人会全国大会（岩手・10/8）」「第34回法人会全国青年の集い（島根・11/6）」「第15回法人会全国女性フォーラム（愛媛・11/25）」は、新型コロナウイルス感染症対策等参加者の安全確保などを考慮し中止になりました。

コロナ禍の中、法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体であることを肝に銘じ、できることを確実にやっていきたいと思えます。

さて、7月の初め、税務署長、法人統括官の交代がありました。引き続き、税務署や関係団体のご協力を頂いて法人会の活動を進めてまいります。

会員の皆様、コロナに負けないで頑張りましょう。



## ごあいさつ

浜田税務署

署長 松坂 宜樹

7月の定期人事異動により、浜田税務署長を拝命いたしました松坂でございます。前任の小田署長同様、よろしくようお願い申し上げます。

まず、このたびの「令和2年7月豪雨」により被災された皆様並びに関係者の皆様には、心よりお見舞い申し上げるとともに、皆様方の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

私の前任地は広島国税局で、酒類業調整官をしておりました。出身は山口県でございまして、これまで山陽側での勤務経験がありますが、山陰での勤務は初めてとなります。

管内には酒類製造場も多いことからそれぞれのお酒の特色の違いに触れられることを楽しみにしておりますとともに、温泉地巡りや石見神楽や石州和紙などの伝統文化に触れ学んでいきたいと思っております。こうした自然豊かで伝統に溢れる石見の地で勤務できますことは、大変に光栄で身が引き締まる思いです。

公益社団法人浜田法人会の皆様方には、平素から円滑な税務行政の運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜っており、この紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

浜田法人会におかれましては、昭和58年に社団法人として設立され、平成24年4月から公益社団法人として、長年にわたり会員企業経営者の自己啓発を積極的に支援され、納税意識の向上・地域社会の発展に貢献されるなど、様々な活動を展開されておられる伝統ある組織と伺っております。

また、租税教室への講師派遣、税金クイズの企画、税に関する絵はがきコンクールの募集活動など税知識の普及や納税道義の高揚を図るための啓蒙活動を続けてこられ、地域社会から高い評価を得ておられます。

こうした積極的な法人会活動を築き上げられましたのも、吉田会長をはじめとする歴代の役員の方々の優れたリーダーシップの下に、会員の皆様方が一致協力してご尽力された賜物であり、皆様によるこれまでの精力的な取組とご尽力に対しまして、深く敬意を表しますとともに、なお一層のご発展を遂げられますことを期待して止みません。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活はもとより経済活動などにおいても大変厳しい状況が続いております。このような状況の中、法人の皆様が、新型コロナウイルス感染症の影響でその期限までに申告・納付が困難な場合には、申請による期限の個別延長が、また、納税が困難な納税者の皆様には納税の猶予など、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において様々な税制上の措置があります。税務署といたしましても、納税者の皆様の実情に沿った制度を案内するなど親切・丁寧な対応に努めていきたいと思っております。

終わりにになりましたが、公益社団法人浜田法人会の益々のご発展と、会員企業様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

# 第9回 通常総会開催



令和2年6月9日、第9回通常総会が浜田ニューキャッスルホテルにおいて開催されました。第9回通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、出席者の健康や安全面等を考慮し、例年よりも開催時間の短縮やできる限り少人数の縮小した規模（出席会員数16名、委任状457名）で、更には可能な範囲での感染防止策を実施しました。

吉田会長の挨拶の後、吉田会長が議長となり、令和元年度決算報告等が審議され承認されました。又、事前の理事会で承認された令和元年度事業報告、令和2年度事業計画並びに収支予算について報告を行いました。

なお、令和元年度事業報告、令和元年度決算報告、令和2年度事業計画、令和2年度収支予算等については、浜田法人会のホームページをご覧ください。

## 令和2年度表彰者名簿（順不同・敬称略）

### 1. 披露

(1) 公益財団法人全国法人会総連合会長表彰

常任理事 螺山 郁繁 / 理事 岡村 宏

(2) 一般社団法人島根県法人会連合会会長表彰

常任理事 福濱 秀利 / 理事 松尾 恵美 / 事務局長 井上 紀夫

(3) 浜田税務署長表彰

前青年部相談役 大崎 宏

(4) 浜田税務署長感謝状

常任理事 今井 久師 / 理事 日高 一真 / 青年部相談役 前澤 信也

女性部相談役 河野 春江

### 2. 役職員功労表彰

常任理事 福濱 秀利 / 理事 新谷 憲史 / 理事 松尾 恵美 / 事務局長 井上 紀夫

### 3. 事業参加優良法人表彰

石見ケーブルビジョン(株) / (株)サンクラフト

### 4. 会員増強表彰

理事 / 日高 一真

## 青年部会だより

### 第9回青年部年次大会開催

令和2年6月18日浜田ジョイプラザにおいて第9回青年部年次大会が開催されました。

来賓として親会より吉田会長のご臨席を頂き、佐々木啓之部会長のあいさつの後、令和元年度の事業報告、令和2年度の事業計画の報告を行いました。



### 租税教室開催

租税教室開催にあたり、事前に青年部会会員が浜田税務署の租税教室講師研修を受講し、島根県職員による租税教室を見学しました。

令和2年1月23日桜江小学校で柳光副部長と山本理事が、27日松原小学校で門田理事が、30日瑞穂小学校で町田副部長と服部理事が、それぞれ講師となり、出身校を基本に租税教室を開催しました。児童の皆さんに税の大切さや税の果たす役割を理解していただくことができ、令和元年度は3校で租税教室を開催することができました。



桜江小学校での租税教室



松原小学校での租税教室



瑞穂小学校での租税教室

# 女性部会だより

## 第9回女性部年次大会開催

令和2年6月24日ホテル松尾において第9回女性部年次大会が開催されました。来賓として吉田会長のご臨席を頂き、土井部会長のあいさつの後、令和元年度の事業報告、令和2年度の事業計画の報告を行いました。



### 夏のイチゴプロジェクト(7月～9月)を実施中

節電にご協力ください ー無理なく 無駄なく 快適にー

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標だった「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり、「全国各地で広く栽培」されています。

そのイメージを、毎年法人会の女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

### 税を考える週間行事のお知らせ

浜田法人会は、毎年「税を考える週間（11月11日～11月17日）」行事期間中を中心に、税の啓発活動を積極的に展開しています。

◎石見ケーブルテレビ等で、青年部会が中心となり「税金クイズ」を開催

◎租税作品の募集概要

対象者 浜田税務署管内の小学生、中学生、高校生

種類 小学生の税に関する絵はがきコンクール 中学生の税に関する作文

中学生の税に関する習字 高校生の税に関する作文

◎小学生の「税に関する絵はがきコンクール」作品展示（各地区会場）

#### 租税作品合同表彰式と応募作品の記録

租 税 作 品 合 同 表 彰 式								
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
開 催 日	11月10日	11月16日	11月15日	11月14日	11月12日	11月11日	11月10日	11月16日
応 募 作 品 数								
小学生絵はがき	418	502	500	559	464	528	424	602
中学生習字	39	119	67	93	143	116	60	73
中学生作文	125	88	123	120	83	76	92	62
高校生作文	190	202	129	123	58	84	141	96
合 計	772	911	819	895	748	804	717	833

## 支部会だより

### 支部協議会・支部税務研修会開催

令和元年度支部協議会と支部税務研修会を12月3日邑智支部（出席者18名 川本町本町会館）、1月20日江津支部（出席者21名 江津商工会議所とパレス和光）において開催しました。

支部税務研修会では、浜田税務署の山下法人課税部門統括国税調査官が講師となり、「消費税、税制改正他について」、お話を頂きました。



邑智支部税務研修会



江津支部税務研修会

### 経営力強化セミナー開催

1月16日に浜田商工会議所において、松江市の(株)社長室 井脇寛 氏を講師に「経営力強化セミナー」を開催し、20名が受講されました。

今回の研修会は中小企業の皆様が「中小企業会計」に則った決算書を作成する事の意義、財務情報の経営活動への活用方法等について更に理解を深めていただき、自社の経営状況を把握し、金融機関、取引先等からの資金調達力の強化、受注拡大へのきっかけをつかんでいただくことを目的として開催しました。

井脇先生は、平成22年度にも講師として来ていただき、今回の受講後のアンケート集計では、研修に参加して大いに啓発された、非常に役立つなど良い評価を頂きました。





## 厚生委員会からのお知らせ

日ごろの健康チェックは万全ですか？ 浜田法人会厚生委員会では「人間ドック等（人間ドック、成人病健診、定期健康診断など）」ご利用の会員の方に受診料の補助制度を行っています。

但し、他の補助制度との併用申請は対象外とします。

1企業につき年度内1名（最大5,000円）、人数に限りがありますので先着順での受付といたしております。下記申請書にご記入の上、医療機関の請求書および領収書のコピーを添付してお早めにFAXまたは郵送にてお申し込み下さい。提出期限は、令和3年3月10日必着とします。

浜田法人会事務局 TEL 0855-23-8060 FAX 0855-23-8061

令和2年度 浜田法人会 人間ドック等受診料補助金申請書	
法 人 名	
所 在 地	〒
連 絡 先	TEL FAX
受 診 者 氏 名	
受 診 年 月 日	令和 年 月 日
医 療 機 関 名	
振 込 先 金 融 機 関	(銀行・信金)
	支店
	(普通・当座) No.
	口座名 (事業所の口座)

## 島根県からのお知らせ

### 新型コロナウイルスの影響で納税が困難な事業者の皆様へ

申請により、最長1年間、無担保・延滞金なしで納税の猶予を受けることができます。

- |   |   |              |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |
|---|---|--------------|-----|--------------|-------|-----|--------------|---------------------------|--|--|-----|-----------|--------------|-----|-----|--------------|-----|-----------|--------------|-----|---------|--------------|-----|---------|--------------|
| <p>○対象の方：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、納期限までに納付できない法人または個人の方</p> <p>○対象税目：地方法人三税、固定資産税、不動産取得税など、ほぼ全ての県税・市町村税</p> <p>○申請期限：各税目の納期限</p> <p>○申請方法：県税については、県のホームページをご覧ください。最寄りの県民センターへお問合せください。</p> | <p>○お問い合わせ先</p> <table border="0"> <tr> <td>西部県民センター</td> <td>納税課</td> <td>0855-29-5523</td> </tr> <tr> <td>県央事務所</td> <td>納税課</td> <td>0854-84-9576</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市町村税については各市町村へお問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>浜田市</td> <td>市民生活部 税務課</td> <td>0855-25-9230</td> </tr> <tr> <td>江津市</td> <td>税務課</td> <td>0855-52-7931</td> </tr> <tr> <td>川本町</td> <td>町民生活課 税務係</td> <td>0855-72-0632</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>住民課 税務係</td> <td>0855-75-1213</td> </tr> <tr> <td>邑南町</td> <td>財務課 税務係</td> <td>0855-95-1193</td> </tr> </table> | 西部県民センター     | 納税課 | 0855-29-5523 | 県央事務所 | 納税課 | 0854-84-9576 | 市町村税については各市町村へお問い合わせください。 |  |  | 浜田市 | 市民生活部 税務課 | 0855-25-9230 | 江津市 | 税務課 | 0855-52-7931 | 川本町 | 町民生活課 税務係 | 0855-72-0632 | 美郷町 | 住民課 税務係 | 0855-75-1213 | 邑南町 | 財務課 税務係 | 0855-95-1193 |
| 西部県民センター  | 納税課   | 0855-29-5523 |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |
| 県央事務所   | 納税課   | 0854-84-9576 |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |
| 市町村税については各市町村へお問い合わせください。   |   |              |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |
| 浜田市   | 市民生活部 税務課   | 0855-25-9230 |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |
| 江津市   | 税務課   | 0855-52-7931 |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |
| 川本町   | 町民生活課 税務係   | 0855-72-0632 |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |
| 美郷町   | 住民課 税務係   | 0855-75-1213 |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |
| 邑南町   | 財務課 税務係   | 0855-95-1193 |     |              |       |     |              |                           |  |  |     |           |              |     |     |              |     |           |              |     |         |              |     |         |              |

島根県 納税の猶予

# 《浜田税務署からのお願い》

国税に関する一般的なご相談

**電話相談センター**をご利用ください。

まずは所轄税務署に電話

浜田税務署（代表） 0855-22-0360

音声案内  
に従って、



税務に精通した **国税局の職員** がお答えします!!

税務署の職員にご用の方

- 税務署からの照会やお尋ね
- 納税に関するご相談
- 面接相談の事前予約など

2

消費税軽減税率制度のご質問・ご相談

- 専用ダイヤルもあります。  
TEL:0120-205-553

3

- ※ 各センターへの通話料金は、おかけになった税務署までの料金です。
- ※ 所得税等の確定申告期は、「0番」を追加して確定申告に関する相談を受け付けているほか、必要に応じて番号が追加される場合があります。

税務署窓口でのご相談、申告手続きは、  
**「事前予約」** をお願いします！

具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合は、**事前に予約**をいただいた上で、所轄の税務署において対応しています。ご予約は、お電話（「2」を選択）か、税務署窓口へお申し出ください。

浜田税務署 の 事前予約相談日（要予約）			
第2・第4月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
相続税 ・ 贈与税 ・ 譲渡所得	申告所得税 （譲渡所得を除く） ・ 消費税（個人）	法人税 ・ 消費税（法人） ・ 印紙税、間接諸税	源泉所得税

## ※ 税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ **令和2年分の年末調整説明会** は中止となりました。ご了承ください。

## 国税庁からのお願い


### マイナンバーカード取得促進資料の閲覧・アンケート調査への御協力のお願い

#### 1 マイナンバーカードの取得促進資料の閲覧について

マイナンバーカードのメリット等を紹介する説明動画や説明資料のリンク先を国税庁ホームページに掲載しておりますので、リンク先の説明動画や説明資料を御覧の上、マイナンバーカードの取得を御検討願います。

##### 【国税庁ホームページ】

「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」>「国税の番号制度に関する情報」>「その他関係府省庁作成資料（外部サイトへのリンク）」

U R L	QRコード
<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyo/ho/index.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyo/ho/index.htm</a>	

#### 2 アンケート調査への御協力のお願いについて

本アンケートは、マイナンバーカードの取得促進に向けて実施するものであり、御所属の企業や団体等に対して、可能な範囲で任意で御回答をお願いしております。


なお、アンケート結果につきましては、取りまとめて公表する場合がございますが、個別の回答を公表することはありません。

##### 【アンケート内容】

5分程で回答（8個の質問に対し、選択肢で回答）できる簡単な内容です。

##### 【アンケートの回答方法】

スマートフォンやパソコンを使って、下記URL又はQRコードからアンケートサイトにアクセスし、令和2年9月18日（金）までに御回答ください。

U R L	QRコード
<a href="https://www12.webcas.net/form/pub/mynumbercard/01">https://www12.webcas.net/form/pub/mynumbercard/01</a>	

※ QRコード商標はデンソーウェーブの登録商標です。

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年6月16日現在

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

### 適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合  
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
  - ▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
  - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

### 【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

### 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	<b>2分の1</b>
50%以上減少している者	<b>ゼロ</b>

### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

### 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 <b>事業用家屋と構築物</b> を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 <b>中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの</b> ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

### 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

### 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) <b>住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）</b> ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) <b>既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）</b> ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

### 9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

公益財団法人  
**全国法人会総連合**

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6  
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



# 新会員紹介 (令和2年1月1日～7月31日)

浜田市 —— ハゼヤマエネルギー(株) 東和電気工事  
 邑智郡 —— (株)食彩工房 邑悠 (有)味亭 石見

## 活動日誌

令和2年1月～7月

令和2年	5月18日	税制委員会(書面により意見集約)	中止
1月16日	1月16日	経営力強化セミナー(浜田商工会議所) 演題:「会計を経営に生かす」 講師:(株)社長室 井脇寛 氏 20名	5月26日 県法連総務委員会・理事会(書面決議)
1月20日	1月20日	江津支部税務研修会(江津商工会議所) 20名 江津支部協議会(江津 パレス和光) 21名	6月9日 第9回通常総会 473名(委任状含) (浜田 ニューキャッスルホテル) 16名
1月23日	1月23日	租税教室(江津市 桜江小学校) 3名	中旬 浜田税務署管内租税教育推進協議会 定期総会(書面決議)
1月27日	1月27日	租税教室(浜田市 松原小学校) 2名	中旬 県法連税制委員会 (書面により意見集約) 中止
1月30日	1月30日	租税教室(邑智郡 瑞穂小学校) 3名	6月17日 全国青年の集い第7回実行委員会 (WEB会議) 3名
1月30日	1月30日	全国青年の集い第3回記念事業委員会 (益田 ちるちるみちる) 2名	6月18日 青年部会第1回理事会 (浜田 ジョイプラザ) 9名
2月5日	2月5日	全国青年の集い第6回実行委員会 (松江 テルサ) 3名	青年部会第9回年次大会 (浜田 ジョイプラザ) 11名
2月14日	2月14日	正副会長・総務委員会 (浜田 ニューキャッスルホテル) 12名	6月23日 租税作品合同表彰式第1回実務者会議 (浜田商工会議所) 8名
3月4日	3月4日	全法連事務局セミナー(東京) 中止	6月24日 女性部会第1回理事会 (浜田 ホテル松尾) 6名
3月9日	3月9日	第28回理事会 (浜田 ニューキャッスルホテル) 33名	女性部会第9回年次大会 (浜田 ホテル松尾) 7名
3月9日	3月9日	研修会 (浜田 ニューキャッスルホテル) 中止 演題:「自然災害への中小企業の防衛策 BCP(事業継続計画)他」 講師:田中 庄二 氏	6月29日 県法連第8回定時総会(書面決議) 下旬 県法連青連協理事会(書面決議) 県法連青連協年次大会 中止
3月17日	3月17日	県法連理事会(書面決議)	下旬 税務協会通常総会(書面決議)
3月19日	3月19日	全国青年の集い第4回記念事業委員会 (浜田 会津屋八右衛門) 5名	7月1日 研修委員会 (浜田 ニューキャッスルホテル) 7名
3月23日	3月23日	租税作品合同表彰式第5回実務者会議 (浜田 会津屋八右衛門) 6名	絵はがきコンクール依頼学校訪問 (浜田市) 4名
3月26日	3月26日	県法連組織委員会(益田 三好家) 1名	7月2日 絵はがきコンクール依頼学校訪問 (江津市) 3名
4月16日	4月16日	県法連厚生委員会 (大田 プラザホテルさんべ) 中止	7月3日 絵はがきコンクール依頼学校訪問 (邑智郡) 1名
4月16日	4月16日	第15回全国女性フォーラム(愛媛県) 延期	7月6日 絵はがきコンクール依頼学校訪問 (浜田市) 2名
4月20日	4月20日	全国青年の集い第7回実行委員会 延期	7月20日 広報委員会(浜田 会津屋八右衛門) 9名
4月22日	4月22日	監査会(浜田商工会議所) 5名	7月28日 江津支部役員会(江津商工会議所) 9名
4月24日	4月24日	県法連研修委員会 (松江 エクセルホテル東急) 中止	
5月12日	5月12日	正副会長・委員長会・総務委員会合同会議 中止 第29回理事会(書面決議)	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、全国法人会総 連合、島根県法人会連合会、浜田法人会において、3月以降、 会合の中止や延期、書面決議が行われた。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)  
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。  
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。  
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した  
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、  
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた  
大坂の豪商「加島屋」



長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

山陰支社 出雲営業所/島根県出雲市塩冶善行町12-2(中村ビル3F)  
TEL 0853-21-4552



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series

AIG損害保険株式会社 松江支店 TEL. 0852-26-2781

会社で入る  
医療補償

**ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乘せ補償

**ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

**ネット医療相談サービスのご案内**

**Aflac**

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。



Medical Note

お問い合わせ

株式会社メディカルノート

support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら

入場  
無料

エフエム山陰(金)18:00

「おがっちのレトロ本舗」メインパーソナリティ

# 「おがっちの笑顔でハッピー コミュニケーション術」

フリーアナウンサー&エッセイスト

おがた えつこ

講師

## 小片 悦子氏

日時

令和2年10月17日(土)  
14時00分~15時30分

場所

浜田ニューキャッスルホテル  
浜田市殿町83-124 ☎0855-23-5880

会場までは、公共交通機関をご利用ください。

聴講料

### 無料(定員70名)

高校生以上ならどなたでもご聴講頂けます。  
但し、事前にFAX又は郵送で「浜田法人会」  
(10月7日迄に必着)に申し込みが必要です。  
電子メールの場合は「浜田法人会特別講演会申込」と  
明記の上、下記の聴講申込項目を記載し送信下さい。  
定員になり次第締め切ります。定員に達した場合は、  
その旨を電話にてご連絡させていただきます。

#### ●プロフィール

出雲市(旧平田市)生まれ。  
関西外国語短期大学卒業後に証券会社のOLを経験するも、芸能界への夢が捨てきれず、大阪の芸能事務所に所属。その後、島根へUターンし、エフエム山陰の契約アナウンサーを経て、現在は、フリーアナウンサー&エッセイスト、コミュニケーション講座講師として活躍中。

お申し込み先

(公社)浜田法人会

〒697-0027  
浜田市殿町124-2 TEL 0855-23-8060

主催 (公社)浜田法人会

共催 浜田間税会

後援 浜田商工会議所

(公社)浜田法人会 特別講演会 聴講申込書

FAX (0855)23-8061

事業所名	住所	電話番号
お名前	お名前	お名前

ご記入頂いた個人情報は、講演会開催及び新型コロナウイルス対策としてのみ使用します。  
①個人の場合、事業所名は個人と記入ください。 ②事業所名、住所、電話番号、お名前が未記入の場合、申込無効とします。  
③講演会当日はマスクを着用いただき、発熱や咳など体調不良の方は聴講を控えてください。